



世田谷

# 区議会だより

No. 9  
11/15

発行所 昭和41年11月15日  
世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区議会事務局  
(422)0111  
発行人 事務局長 大場啓二

## 施設の充実

### 利用と並行させて

経済、社会活動の変化が激しい都市生活の中で、住みよい生活を維持するため、私たちの生活に密着した社会福祉施設の整備充実が住民の強い要望です。

具体的には、生活環境の改善、教育や健康を増進させるための施策は、区が主として責任を負うべき問題とされています。

そこで、区の社会福祉施設建設の実績をみますと、昭和32年に老人のいこいの場所として敬老会館を建設して以来、現在これが十一カ所。乳幼児の保育行政では、十七園の保育園を運営、本年度には二園を増設し、さらに新しい需要に応じて幼稚園を開園し、今後八地区に順次建設が進められる

ことになっていきます。このほか社会教育施設として、多摩川河畔の「青年の家」世田谷・玉川両図書館に加えて、砧地区にも図書館が誕生し、なお本年度には羽根木公園に一館の建設が、引き続き南部地区にも建設が計画されています。また区民の保養施設「箱根足柄荘」はこの8月に完成し利用に供されており、一方、昭和40年4月の都から区へ民生福祉事業の大幅な移管を契機にわづか一年を経た今日、福祉会館を地域ごとに建設する計画のもとに、すでに三館を開設し、経堂、深沢地区の二カ所の建設に着手しています。それから結婚式場、婦人集会室、図書室を

備えた地上三階地下一階の厚生会館が12月10日の開館をめざして最後の仕上げにピッチをあげ、母子対策としては老朽化した母子寮二棟を総合し保育園を併設した近代的な母子寮が、一億五〇〇万円の建設費を投入して改築が行なわれているなど、この数年区の社会福祉施設整備は、41年度を初年度とする行政施設建設五ヵ年計画に基づき、かなり意欲的に進められつつあります。

これらの施設は、真に私たち区民の必要性に裏打ちされた街の施設であるはずで、そこでこれからの計画を進める上で、これらの施設が、地域との結びつきとか、実情に即したものととして活用されているかを検討して見る必要があります。

一例を最近建設された福祉会館に見ますと、その利用状況は老人の利用が一館一日平均十六・十九人とどまり、児童、学生、勤労青少年の利用実績をあわせても一九八人、二・三人と、必ずしも効率的に運用されているとは限りません。

この原因が、開館間もないことや、P・Rの不足ということだけであつたらまだよいのですが、施設をどう使つたらよいかかわらないとか、サービスマスがゆきとどかない点にあったとしたら、せつかくの施設建設の努力が十分に生きてこないことになり、ますます、都などからわくをはめられた財源や職員定数で区の福祉事業が行なわれるという点にも根本的な原因があります。

福祉会館の職員がわずか二名でその管理運営をしいられ、図書館司書、児童遊園の指導員など必要欠くことのできない職員が措置されず、人手不足による運営の支障を来していることは、それを如実に物語るものと言えます。

激しく変ぼうする生活環境の中で、少しでも区民の生活を豊かにするために、地域の実情を十分に把握して、まだまだ足りない施設の整備に力をそそがなければなりません。

施設建設にあたっては、住民の理解と協力を背景に、国、都に財源保障を強力に主張して積極的にこれを進めるとともに、施設が使いやすいものであるように機能と運営を調整してのぞむべきときです。

保育園はまだ欲しいし、保育時間の延長や保育内容の改善を望む声もある。

一方、保育の人数だつて現状で十分だとは言いきれないし、労働過重をなくせという訴えにも耳を傾ける必要がある。



## 第二回臨時議会

7/27 ↓ 8/3

### 第三次補正予算、 国保保険料引き上げなど八件を可決

第二回臨時議会は、ちょうどこの時期で財政調整の見通しが立ち、区の財源の枠がほぼ固まったので、予算関係の議案がおもとなりしました。

一般会計の追加額は九億四二九万三〇〇〇円で、特別会計は合計一、五〇五万六、〇〇〇円の追加計上となり、両会計合わせていままでの予算額との計一〇七億五、七四一萬一、〇〇〇円となりました。

●一般会計補正予算第三次（賛成多数）  
おもな追加事業費をあげると、古くなった会計機買いかえの費用一、五三三万円。第二庁舎建設費一億一、八五〇万円。

民生関係では、老人保養ホーム建設用地費七、五〇〇万円。民営保育所への保護委託費一、二二七万円。災害対策費八〇一万円。

土木事業では、道路・公共溝渠・橋梁の新設改良工事費一億一、四四八万円。公園・児童遊園築造整備工事費九、四一七万円。

教育関係で、教室増築費の三、四〇九万円。給食用備品費一、三五五万円。学童の予防接種や検診などの学校保健費二、〇一四万円などです。



### 台風で生まれた 貸付制度

台風四号は、世田谷区にも大きな災害をもたらしました。本区としては、これら被災者世帯への応急対策と、復旧作業に全力をあげたのですが、一方この教訓と議会からの強い要望もあり、被災者に対する「災害応急小口資金貸付制度」を設け、風水害や火災等によって家屋に被害をおこした場合には、修理に要する資金を五万円を限度として貸付ける制

#### 特別会計補正予算

○質屋事業第一次（賛成全員）  
五五万円

○国民健康保険事業第一次（賛成多数）  
一、〇八七万二、〇〇〇円

○用品第一次（賛成全員）  
三三一万八、〇〇〇円

○中小企業事業資金第一次（賛成多数）  
三二万六、〇〇〇円

●区役所庁舎建設基金の設置、管理条例（賛成全員）  
第二庁舎を建設するための基金を設

## 第三回定例会

9/27 ↓ 10/3

### 災害応急小口資金 貸付条例など 三十一件を可決



9月27日の本会議は、会期を七日間とぎめたあと、各議員の区政に関する代表・一般質問が行なわれ、区長提案の議案三十一件を委員会に付託しました。

10月3日にはこれらの議案の審査結果が各委員会から報告され、いずれも原案どおり可決になりました。

●区立公園、総合運動場用地を受け入れ（賛成全員）  
若林公園、長島大榎公園、経堂大橋

度を今回決めました。このような制度は、すでに大田区をはじめ中野、杉並などで実施していますが、当区では、初めての試みであり、実施後も十分検討を加え、実情にあった制度にするよう努力することになっています。なお、この貸付金の借り方は、災害が発生してから十日間以内に出張所を通じて申し込み、また借り受けた資金は貸し付け後三ヵ月は無利子で据え置き、その後百円につき日歩一銭の利率で十二ヵ月間均等償還で返済することになっています。

置し、その管理運用を取りきめるもの。

●国民健康保険条例の一部改正（賛成多数）  
国民健康保険法の改正により療養給付の期間に対する制限をなくしたことで、保険料率のうち所得割りがいまま

で前年度住民税額に対して百分の九五であったものを百分の百十二に引き上げるもの。実施は10月1日から。

●区議会が選任する農業委員（賛成全員）  
岩城庄太郎、亀井重光。相沢 要。

●新しい住居表示の実施区域（賛成全員）  
現在の野沢町一、二丁目、上馬一丁目、下馬三丁目の各一部を、野沢一四丁目とする。

### 災害応急小口資金 貸付条例など 三十一件を可決

公園、南公園、深沢公園と区立総合運動場用地などを、二〇年間それぞれの用途以外に使用しないことを条件に、都から無償贈与を受けるもの。  
総面積一〇万四、二六八・五一平方米（約三万一、五四一坪）

●福祉会館条例が改正（賛成多数）  
福祉会館は従来青少年と老人以外は使用できなかったが、今回支障ない範囲で一般区民も使用できるように改めるもの。

●厚生会館条例（賛成全員）  
豪徳寺二丁目二八番三号に建設中の厚生会館が近く完成するもので、その設置・管理について定めたもの。  
厚生会館の建設に当たっては、現在太子堂にある区立生活館が法律・結婚など各種相談をおもな仕事としているが、もっと充実した事業内容をもつ施設の建設が望まれたため、ここに生活館事業と老人福祉事業をあわせた厚生会館の設置となったものです。

●おもな施設としては、結婚式場、各種相談室、機能回復訓練室、休養室、婦人集会室、児童室、図書室。  
開館は、昭和41年12月10日。

●災害応急小口資金貸付条例（賛成全員）  
風水害、火災などの災害を受け、畳がえや塀の補修など応急修理の資金に困っている方を対象として、一世帯五万円の範囲内で資金を貸すもの。

●職員団体関係条例一件を制定、二件を廃止（賛成多数）  
ILO87号条約批准に伴う地方公務員法の改正により、職員が給与を受けながら職員団体の業務活動を行なえる場合を取りきめる条例を制定し、また職員団体の登録機関が、地方公共団体の長から公平委員会に改められ、さらに条例化されていた交渉に関する事項も法定されたので、登録、交渉の両条例を廃止するもの。

●新しい住居表示の実施区域（賛成全員）  
現在の野沢町一、二丁目、上馬一丁目、下馬三丁目の各一部を、野沢一四丁目とする。

●住居表示実施による条例の一部改正六件（賛成全員）  
施設の位置、所管区域の町名及び区域の表示を変更するものは、次のとおりです。

●世田谷区第四・第六・第十一出張所  
松沢・上北沢保育園、上北沢母子寮、六所神社・上北沢八幡・富士見各児童遊園、上北沢・経堂・弦巻・松丘各小学校、松沢・緑丘・弦巻各中学校、世田谷福祉事務所。

●新たに認定した区道（賛成全員）

所在地	延長(m)
赤堤1丁目2178	48.20
太子堂422	57.00
東玉川町104~105	82.00
深沢町2丁目6	216.20
深沢町2丁目17	72.20
玉川中町1丁目17	490.00
玉川用賀町3丁目84~98	115.10
砧町378~379	533.00
砧町12~15	196.40
祖師谷2丁目274~289	169.10
祖師谷2丁目207~230	345.80
祖師谷2丁目743~756	535.30
粕谷町6~12	262.25
鳥山町1798~1812	1,423.00
鳥山町1009~1047	4,545.55
計	

# 代表質問

学校改築、図書館建設の計画は  
——自由民主党——

❖ 中小学校の校舎や設備について、いまだに古い木造校舎に狭い校庭という学校がある。この解決のため多くの自主財源をつぎ込む考えはないか。  
——校舎や敷地は都との交渉できるが、屋内体育館やプールの建設については、今まで相当自主財源を投じて進めており、中学校は今年度で屋根、プールとも全部保有し、小学校は今後三、四年で解決すると考える。

(自主財源とは区として自主的に使える財源)

❖ 区民会館地下の図書館は通風、採光とも不十分で狭く、特に夏休み中は混雑している。世田谷公園付近に新しく建設する考えはないか。  
——本年度予算で本所北部に一館つくべく進めているが、本所南部にももう一館実現したい。

❖ 数年後の世田谷区は、高速自動車道路により区民の頭上に騒音と排気ガスが容赦なく注がれる。住みよい世田谷区とするための心がまえいかん。  
——騒音や排気ガスは、一般の街路よりは心配ないと思う。

❖ 全般的な道路行政については、総合開発計画をたてるべく準備している。  
❖ 下水道の促進についてはどうか。  
——城南五区富川大田自黒澁谷世田谷で

下水道促進連合会を結成し強力に促進したい。見通しとしては、昭和48年度までに二十三区全部完成させる予定。

職員組合との労働慣行の尊重を  
——社会党——

❖ 昨年の国会でILO 87号条約が批准され、それに伴い国家公務員法や地方公務員法が改正されて、都・区の条例も改正しなければならぬということと、今回の三条例案(前ページ参照)が提出されてきたが、従来の労働慣行というものを、単なる法律主義で処理されたのでは、円滑な労使関係、労使の信頼関係を生み出すことはできない。

多摩川河川敷開放の促進を  
——公明党——

❖ 総合運動場の用地未買収は、いまだに四千二百坪もある。これが進展しないのは怠慢ではないか。  
——未買収用地については努力はしている。近くここに入る高速道路の面で解決できると思う。

❖ 土木部の工事設計には変更が多い。設計段階で現場の意見を聞くなど、十分研究すべきではないか。  
——工事の面で事務上妥当でないものについては、反省し十分研究したい。

❖ 多摩川河川敷の開放は、区民の年来の要望であるが、新河川法の施行により、本年十月以降の契約は行わない旨発表している。これに対する区のかたが即刻調査。

## カラ ス窓

東奔  
西走

四つの常任委員会、四つの特別委員会はそれぞれ審議する日割をもっているが、予定表はぎっしり。  
多忙な議員さんのこと、予定日を決めるのにもひととんだい。

区民の声を行政に反映させようと審議の山の請願、陳情にとりくむのが日頃の委員会風景というところ。ところが昨今世田谷は何かと事件が続出。

台風に次ぐ台風。烏山殺人事件。区の高い建物が建って日が当らなくなるという日照権問題。交通事故。

区長はこのILO関係条例が施行された場合、いままでの労使関係を変えつつもりであるか。あるいはいままでの労使慣行の経緯を尊重し維持しながら、法改正の線に沿う用意があるか。  
——ILO関係条例については、その運用いかんによって問題は正常化されると思うので、今後できるだけ労使関係を正常化していきたい。

労使慣行は妥当な範囲内においては認めるべきだと思う。したがって労使慣行をいきなりこわす考えはない。労使慣行と条例との解釈が反対になるときがあるかもしれないが、何らかの解決は出てくると思う。

取り組み方いかん。

——特に区に対しては何の連絡もない。国は五ヶ年計画で河川敷を大幅に開放するとのこと、多摩川の場合は下流の大師橋から上流の狛江境にかけ開放する予定である。本区に接した地域については、都が本年度三千万円の子算で広場公園として整備する。

❖ 世田谷区は他区に比べ生業資金の子算は少ない。増額の考えはないか。  
——来年度は財源が許せば少なくとも一千万円くらいにしたいが、なお検討したい。

## 一般質問

❖ 松沢小学校付近のボーリング場建築許可にあたって、区は都の問い合せに対しどのような回答をしたのか。  
——一般の道路管理上の問題について回答した。ボーリング場を建設しているかどうかについては触れていない。

❖ 区内中小河川のどぶざらいと公共のみぞの不法占拠について、区は積極的に取り組むべきだ。  
——どぶざらいは今年度八百万円の子算で行なっているが、来年度は水害防止の面で機械を入れ要望にこたえたい。

❖ 公共のみぞの管理については、少しずつ実績をあげている。今後職員を増員し万全の体制を整えたい。

❖ 祖師谷にある畜大株式会社と付近住民が「ワンワン騒動」で対立している。区の方ではどうか。  
——緑地地域取締規則に触れるので、区は一ヶ月間の猶予を与え原状復帰命令を畜大株式会社に出した。命令に

中小河川対策に本腰を入れる  
——共産党——

❖ 区内を流れる中小河川は、毎年のように出水し災害を受けている。区は河川対策を本気でやる考えがあるのか。  
——河川対策の財源は都に仰がなければならぬので、根本的な対策は困難。しかし、このまま待っているのではなく、来年度は今年度より数多くの箇所を、災害防止という観点でやりたい。

❖ 環状八号線の工事とともに、利根川の水を引くため鉄管埋設工事を行なっているが、その一帯は交通は遮断され、井戸水は出なくなり、便所のくみ取りもできない。また機械の騒音、地響き、ダンブによる家屋のゆれやほこりなどの公害がひどい。これに対処する考えがあるか。

❖ 質問の趣旨は、水道局の関係機関に十分伝え、地元住民に迷惑にならないようにしたい。

❖ 共同募金の還元交付金については暗影を投げかけているが、このままの姿で運営されてよいのか。  
——今後十分反省し、この徹底的な対策をたてたい。また疑念を抱かれないよう東京都募金会に対し、経費の交付等改めるよう要望したい。

❖ 第二庁舎の建設計画に、福祉事務所、保健所などを入れる考えはないか。  
——また、駐車場についてはどうか。  
——庁舎周辺の道路拡幅計画は、

第二庁舎の建設は坪数、高さなど制限があるので、その範囲内でのみだけのことをやりたい。駐車場は地下二階としたい。

❖ 道路については、現在玉電駒沢まで出ている一五四号線が、第二庁舎敷地西側約三〇メートルのところを抜ける計画がきまったので、これが完成すれば交通も快適になると思う。その他の庁舎周辺道路も検討している。

❖ 区長は働くおおかあさん方のために、零歳児の乳児保育施設について研究するということがあったが、研究された結果はどうか。  
——実施するとすれば保母、保健婦、医師、それに財源など隘路があり、すぐ施策として打ち出すことは困難である。いましばらく研究したい。

# 請願陳情

10月3日の第三回区議会定例会で請願、陳情二十七件が各委員会の審査を終わって次のとおり議決されました。  
なお結論の出なかったもの、新たに付託したものと合わせて四十四件については閉会中に委員会で審査されます。



総務財政委員会

○良い区民となるための勉強並に地域繁栄の推進の場として、区施設使用に關する請願 — 意見付採択—  
(意見) 願意に沿うよう努力したい。

○区議会だよりに関する御意見、御希望をお寄せください。

○区議会だよりは区役所受付、支所、出張所の窓口にも備えてありますので御利用ください。

あて先—  
世田谷区世田谷四—二—二七  
世田谷区議会議務局

## ひろば

### 区マークは正しく

区政の為日夜の御苦労まことに御苦労に存じます。お忙しい区長さんにごういうことまで申しあげるのには心苦しくも思うのですが、近年の様子をみていますと、いささか黙視するに堪えない気持ちにもなりますので、敢えて筆をとることにしました。御一読をお願いします。

申し上げたいのは同封した印刷物(世田谷区議会だより)にある世田谷区のマークについてです。正式には区章というのでしょうか、詳しくは知りませんが、このマークの取り扱いがまことに粗雑なことです。このマークが制定になりましたのは、それから十何年前、確か長島区長の御在任中と覚えております。制定には一般区民からもその凶案を募集して



厚生経済委員会

○上北沢・八幡山地域福祉会館設立に關する請願 — 採択—  
○鳥山地区に保健所設置の請願



建設委員会

○世田谷清掃工場設置反対請願 — 不採択—  
(理由) 願意に沿いがたい。

○下水溝設置方について陳情(喜多見町二〇九二—二二三) — 採択—  
○側溝改修についての請願(三宿一ノ一九先—二四) — 採択—  
○児童通学路(桜丘小学校付近)に於

— 採択—  
○北沢地区に福祉会館並に保育園、児童遊園等新設に關する請願 — 意見付採択—  
(意見) 全体計画を勘案し請願の趣旨に沿うよう努力したい。

○保育所(上町付近)設置に關する請願 — 採択—  
— ドレール及び側溝蓋の設置に關する請願 — 採択—  
○側溝設置に關する請願(桜三丁目—九番二号) — 採択—  
○夏季要求請願 — 意見付採択—  
(意見) 他区との均衡と実情を勘案し、可能な範囲において請願の趣旨に沿うよう努力する。

○視察要請に關する請願(鳥山川の一部) — 採択—  
○北沢川の一部視察要請に關する請願 — 採択—

一番優秀なものを採用制定された筈で、当時の区公報にも発表されたかと思えます。その発表の凶案をお取り寄せになって比べてごらんください。まるで違つてきているとお思ひになりませんか。発表の分には丸や線、三角な部分の割合が厳密にきめられていたように思いますが、マークというものはその割合が非常に大事で、これが無視されるとたとえ丸や線や形などが同じでも見た感じは似ても似つかないものになってしまいます。少なくとも制定の時のものはそれが正しく守られていた筈です。実は私もその凶案を応募して、採用にはならなかったが、確か次点位になって記念品などを頂戴してあります。まさかそういう高位になるなどとは思ひもしませんでした。その発表を見たとき、着想といい、形といい、うん、これはいい、自分のものなど到底及ばない、区にもいい紋章ができてよかったと、心から喜んだものです。それがその後、何かの折りに見るたびに形が次第次第に崩れてゆくを見るたびに、思わず顔をゆがめたものです。ここに同封したのなどむしろ醜態にさえ感じま

す。こういうものを粗略に考えるのは、折角苦心して考案した作者に大変な失礼であるばかりでなく、少なくとも一区の紋章として制定した意義をなくするもので、これを見すごしている当事者のセンスを疑いたくなります。お手数でも、当初のものとお比較のうえ、今後のために少しも早く善処されるようお願い申しあげる次第です。  
世田谷区宮坂二—二—一九 今達郎  
— 係から—  
区紋章の取り扱いに關するお手紙  
ありがとうございます。御指摘のように紋章は正規のものとかけ離れており、当方の不注意と恐縮いたしております。確かに丸や線、三角の部分の定められた割合を無視しますと本来の形と違つてしましますが、私達の目は見なれたものに対してはほとんど安易になっておりますことを十分反省しております。なおいっそう注意してまいります。またお気づきの点等ございましたらお知らせください。同封された印刷物「区議会だより」は世田谷区議会議務局で発行しておりますので、当方からお呼びいたします。

○水害箇所鳥山川の一部視察要請に關する請願 — 採択—  
○区道改修に關する請願(赤堤二丁目八・九番を通る区道) — 採択—  
○下水改修に關する請願(区内全般) — 採択—  
○鳥山川支流改修に關する請願(公園芦花団地内) — 採択—  
○排水設備新設に關する請願(赤堤一丁目) — 採択—  
○仙川改修に關する請願 — 採択—  
○区道整備に關する請願(祖師谷二ノ一—二五) — 採択—  
○鳥山川鴨友学園付近河川改修に關する請願 — 採択—  
○道路舗装(深沢町三丁目呑川に沿う両側道路)及び呑川護岸工事に關する請願 — 採択—  
○鳥山川支流の洪水対策に關する請願 — 採択—



文教委員会

○世田谷区立守山小学校校舎改築に關する請願 — 意見付採択—  
(意見) 借地買収を積極的に促進し願意に沿うよう努力する。

○幼稚園設置(砧地区)に關する請願 — 意見付採択—  
(意見) 願意については了承するがこの区域に幼稚園設置については、全体計画を検討し実現に努力したい。



交通対策委員会

○信号機設置に關する請願(世田谷通り四ノ七—一四—一ノ一六—一四) — 意見付採択—  
(意見) 歩行者の交通安全を期するため、信号機、歩道橋等の方法を研究して願意に沿いたい。

○バス路線に關する請願(仙川—経堂) — 意見付採択—  
(意見) 現行路線では請願の趣旨に沿うことはできないので、新設道路の早期実現の促進に努力すると共に京王バスの増車などを要望したい。